

委員会提出議案第 4 号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 29 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成１７年亀山市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (１) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (２) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (３) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
（協議等の場の開催方法の特例） 第 1 5 7 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な<u>災害の発生、感染症のまん延その他のその構成員の責に帰することができない事由又は育児、介護その他のやむを得ない事由</u>によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。 2 [略] 別表（第 1 5 7 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th></tr></table>	名称	目的	構成員	招集権者	（協議等の場の開催方法の特例） 第 1 5 7 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な<u>災害等の発生等又は重大な感染症のまん延</u>によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。 2 [略] 別表（第 1 5 7 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th></tr></table>	名称	目的	構成員	招集権者
名称	目的	構成員	招集権者						
名称	目的	構成員	招集権者						

全員協議 会	市政の課 題、議会 の運営等 に関し、 協議又は 調整を行 うこと。	全議員	議長	全員協議 会（政策 検討部会 を含む。）	市政の課 題、議会 の運営等 に関し、 協議又は 調整を行 うこと。	全議員又 は部会員	議長又 は部会 長
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
議会改革 推進会議	継続的に 議会改革 を推進す るため、 調整及び 研究等を 行うこと。	会員	会長	議会改革 推進会議 （検討部 会を含む。）	継続的に 議会改革 を推進す るため、 調整及び 研究等を 行うこと。	会員又は 部会員	会長又 は部会 長
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。